資料2

議題２　電気料金について（春日井市提出）

市名	回答			
	（1）自動販売機の設置に係る電気料を徴収しているか	（2）【徴収している場合】実績により徴収しているか	（3）【実績により徴収している場合】どのように整理しているか	（4）【実績による徴収でない場合】屋内使用の場合、稼働率を乗じているか
名古屋市	している	している	本事例の場合、調定行為が令和4年4月以降に行われるため、調定年度は令和4年度（翌年度）となる。	屋内使用の場合でも、子メーターが設置されていれば実績による徴収になるが、子メーターが設置されていない場合、貴市と同様に稼働率を乗じる算出方法となる。
豊橋市	している	している	・年2回（4～9月、10～3月）で徴収するので、9月30日、3月31日にメーターを確認し、調定を行い（3月は同日付で）請求しています。	施設により乗じている場合と乗じていない場合がある。
岡崎市	している	していない		稼働率を乗じていない
一宮市	している	している	3月分の料金の調定年度については、3月が属する年度を調定年度としている。	子メーターを設置できない場合は、別添資料の区分によって電気料金を徴収している。（施設管理者の判断によっては、この限りではない。）
瀬戸市	している	している	翌年度の歳入として整理している	乗じていない
半田市	している	している	庁舎全体の電気料金から毎月算出している。	
春日井市	している	していない		稼働率を乗じている ※算定式 １時間当たりの消費電力×24h×使用期間日数×１ｋｗ/ｈに、屋内使用の場合は稼働率（開館時間／24時間×開館日数／30日）
豊川市	していない(使用料に含まれている)	していない（使用料（売上額の12%）が電気料相当額（3,000円）を下回る場合、使用料を3,000円とする） ※豊川市行政財産の目的外使用に関する事務取扱要領による		
津島市	している	している	３月使用分の実績を４月１日に検針し、調定年度は前年度にしている	
碧南市	している	している	その月の属する年度として調定している。	
刈谷市	している	している	使用者に積算書を半期ごとに作成してもらい、徴収している。	稼働率は乗じていない。 個別メーターが無い場合は、自動販売機の定格消費電力に応じ１台につき１月当たり以下のとおりの電気料金としている。 200ワット未満　1,000円 200ワット以上500ワット未満　2,500円 500ワット以上1,000ワット未満　5,000円 1,000ワット以上　7,500円
豊田市	している	している	当該年度分として、翌年度4月に請求している。	
安城市	している		子メーターによる徴収実績を把握していないため不明です。	乗じていない。

資料2

議題２　電気料金について（春日井市提出）

市名	回答			
	（1）自動販売機の設置に係る電気料を徴収しているか	（2）【徴収している場合】実績により徴収しているか	（3）【実績により徴収している場合】どのように整理しているか	（4）【実績による徴収でない場合】屋内使用の場合、稼働率を乗じているか
西　尾　市	している	している	4月から翌年3月までの1年分を4月中旬以降に請求している。	
蒲　郡　市	している	している	令和４年３月分の実績は令和３年度の調定としている。	
犬　山　市	している	していない	一部施設では子メーターを設置し、毎月月末に使用量を確認のうえ、請求している。	乗じていない。
常　滑　市	している	している	R4.3月分については、R3年度として調定を起こしている（総務課） １年分を翌年度の４月に徴収している。調定の年度は前年度（消防庶務課）	
江　南　市	している	している	3月末日付で歳入調定を起案し、事業者へ請求し出納整理期間内に納入している。	
小　牧　市	している	している	翌４月に確定した単価をもとに、年度末付けで調定票を起こし5月中旬納付期限で納付書を送付している。	
稲　沢　市	していない			
新　城　市	している	している	年１回請求のため、３月３１日に子メーターを確認し、３月３１日に調定し請求している。	実績によるものと実績によらないものがあるが、実績によらない場合、施設稼働率は乗じていない。
東　海　市	している	していない		屋外使用のため、年間稼働日数（３６５日等）を乗じている。
大　府　市	している	している	基本料金は、年間一括請求 使用料は、電気子メーターを自動販売機設置業者負担で付けさせ、メーターの使用量に基づき四半期ごと請求している。	
知　多　市	している	している	令和４年３月分については、令和３年度分として調定している。 ３ヶ月ごと請求を行っており、子メーターから、使用電気量を確認し、最終月の単価を乗じて請求額を算出している。	乗じている。定格消費電力(km)×時間×30日（365日÷12月）×単価×運転使用率×1.1（消費税）　運転使用率として、動力（冷、温装置）のないもの（例：たばこ自販機）100%、動力付き（ただし電熱装置の定格消費電力を含まない）60%
知　立　市	している	している	当該使用年度の会計で処理している。	
尾 張 旭 市	している	している	令和４年３月分の実績を令和４年４月１日に子メーターで確認して請求する。	稼働率を乗じていない。
高　浜　市	している	している	メーターの確認は四半期ごと最終日の閉庁時点で確認しており、確認日の年度と調停年度がずれることが無いようにしている。	
岩　倉　市	している	している	自動販売機設置事業者に自動販売機毎に子メーターを設置させて電気使用量を把握できるようにしている。そして、施設担当課が毎月末の電気使用量を記録し、３月31日付けで１年分の電気料金を請求している。なお、電気使用料の金額の算定は、電気使用量に該当する月の電気料金単価を乗じた金額とし、納期限は出納整理期間内としている。	
豊　明　市	している	していない		自販機の稼働率は考慮していない。
日　進　市	している	している	令和４年３月分の実績を令和４年４月１日に子メーターで確認し、令和３年度分の収入として、出納閉鎖までに入金してもらうようにしている。	

資料2

議題２　電気料金について（春日井市提出）

市名	回答			
	（1）自動販売機の設置に係る電気料を徴収しているか	（2）【徴収している場合】実績により徴収しているか	（3）【実績により徴収している場合】どのように整理しているか	（4）【実績による徴収でない場合】屋内使用の場合、稼働率を乗じているか
田　原　市	している	している	請求を上半期と下半期で分け、上半期は9/30締め、下半期は3/31締めで電気料を算出し徴収している。	
愛　西　市	している	している	年２回（上半期、下半期）、各メーターを確認し請求している。	
清　須　市	している	していない	－	乗じていない。定額で徴収している。
北名古屋市	している	していない	—	乗じていない。（対象自動販売機に記載の年間消費電力×27円※で算出している。） ※　公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会が示す「電力料金の目安単価」
弥　富　市	していない			
みよし市	している	している	3月31日の閉庁時に子メーターを確認し徴収している	
あ　ま　市	している	している	年度末月分の料金の調定年度については、当該年度で調定を起こしています。	乗じていません。
長久手市	していない			